

通所介護・指定相当通所型サービス

重要事項説明書

サービス提供開始にあたり、新潟県条例・長岡市要綱の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	ながおか医療生活協同組合
法人所在地	新潟県長岡市前田1丁目6番7号
電話番号	0258-38-0813
代表者氏名	理事長 羽賀 正人
設立年月	平成6年11月11日

2. ご利用事業所の概要

事業所名	あしたば days	
サービスの種類	通所介護・指定相当通所型サービス	
所在地	長岡市笹崎2丁目1番地15	
電話番号	0258-33-8111	
指定年月日・事業者番号	令和6年7月1日	事業者番号 1570203974
実施単位・利用定員	1単位	定員19名（指定相当通所型サービスを含む）
実施地域	長岡市川東地区の下記日常生活圏域の地区・地域 ▶南圏域（宮内、十日町、六日市、山通） ▶西圏域（千手、表町、中島、神田、新町） ▶東圏域（四郎丸、豊田、阪之上、川崎） ▶北圏域（栖吉）	

3. 事業の目的と運営の方針

1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態等にある高齢者を対象に、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう通所介護サービス又は指定相当通所型サービスを提供することを目的とします。

2) 運営の方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保険・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態又は要支援状態等の軽減

や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所介護・指定相当通所型サービスは、事業者が設置する事業所（あしたば days）に通っていただき、排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日 ・ 水曜日 ・ 金曜日 但し、国民の祝日（振替休日を含む）、年末年始（12月30日～1月3日）及び 事業者が定める休業日は、利用者・関係者へ事前周知のうえ休業とします。
営業時間	8：30～17：00
サービス提供時間	9：30～14：30

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	資格	勤務者	
生活相談員	社会福祉士、 介護支援専門員	常勤 1人	非常勤 2人（兼務）
看護職員	看護師、准看護師		非常勤 2人（兼務）
介護職員	介護福祉士、介護職員	常勤 3人	非常勤 1人（兼務）
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、 看護師、准看護師	常勤 1人	非常勤 4人（兼務）

7. サービス提供の担当者

サービス提供の管理責任者は、下記のとおりです。

管理責任者の氏名	センター長 江部 靖子
----------	-------------

サービスにあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。また、多職種が連携しながら複数担当制で関わらせていただきます。ご相談がございましたら、気軽にお近くの職員へお声がけください。

8. 利用料

サービスの「基本利用料」は次のとおりです。なお、この料金は介護保険の法定利用料に基づく金額であり、保険適用の場合は市が交付した「介護保険負担割合証」に記された負担割合の料金をご負担いただきます。ただし、契約の有効期間中に介護保険法等の法令改正により利用者負担額の変更となった場合には、改定後の金額を適用いたします。

なお、介護保険給付の支給限度額を超える場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

ご利用時間は、「5 時間以上 6 時間未満」ですが、体調不良などやむを得ない事情で

早退される場合は下表により算定します。

1) 通所介護の利用料（通常規模型）

	通所介護費・加算名称	回数	1割負担の場合			
			3-4時間	4-5時間	5-6時間	
基本部分	通所介護費	要介護1	1回	370	388	570
		要介護2	1回	423	444	673
		要介護3	1回	479	502	777
		要介護4	1回	533	560	880
		要介護5	1回	588	617	984
加算	個別機能訓練加算※①	(I) ロ	1日	76		
		(II) ※②	1月	20		
	若年性認知症利用者受入加算※③	1日	60			
	科学的介護推進体制加算※④	1月	40			
	中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算※⑤	1回	基本料金の5.0%			
	介護職員等処遇改善加算(II) ※⑥	1月	(基本料金+加算) × 9.0%			

※かかる費用 = 基本料金 + 必要な加算料金

2) 指定相当通所型サービスの利用料 (単位/月)

	指定相当通所型サービス費・加算名称	1割負担の場合
基本部分	事業対象者・要支援1	1798
	要支援2	3621
加算	若年性認知症利用者受入加算※③	240
	生活機能向上グループ活動加算※⑦	100
	科学的介護推進体制加算※④	40
	中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算※⑤	基本料金の5.0%
	介護職員等処遇改善加算(II) ※⑥	(基本料金+加算) × 9.0%

※かかる費用 = 基本料金 + 必要な加算料金

- ※① 体制・人材要件を満たし、機能訓練を行います。
- ※② ①の要件に加えて、厚生労働省のシステムに登録し、フィードバックを受け介護サービスの質の向上を図ります。
- ※③ 65才未満の若年性認知症利用者へサービスを提供します。
- ※④ 介護サービスの質の向上を図る為、厚生労働省のシステムに登録し、フィードバックを受け介護サービスの質の向上を図ります。
- ※⑤ 通常の事業実施区域を越えた場合や、通常の実施区域内で片道の距離が実測で7kmを越える場合に交通費として基本料金に5%が加算されます。
- ※⑥ 介護職員の処遇改善等を目的とした国が定める加算です。
- ※⑦ 日常生活上の支援のための活動を行います。

【減算】送迎を行わない場合、片道につき47円減算になります。

3) その他の費用

実費負担項目	料金
食費	600円
おやつ（飲み物）代	50円
おむつ代	実費（1枚あたり）
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用当日の9時までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル連絡の期限	利用当日の朝9時以降となった場合
キャンセル料	食費相当額

5) 請求・支払い方法

- ① 利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求します。請求書は、翌月の15日頃迄にお渡しします。
- ② 支払方法
口座引き落とし…サービスを利用した月の翌月の20日（休みの場合は次営業日）に、あなたが指定した口座より引き落とします。
現金払い…サービスを利用した翌月の25日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。
- ③ 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いが確認されたらお渡しします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、骨折・入院以上の事故の場合は市町村等へも報告を行います。

11. 非常災害対策

当事業所は事象別の非常災害に関する具体的な対応マニュアルを策定しており、災害発生時はそのマニュアルに沿って対応をさせていただきます。

1 2. 苦情相談窓口

1) サービスに関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

窓口設置場所	長岡市笹崎2丁目1番地15 あしたば days
担当者	江部 靖子 (管理者)
電話番号	0258-33-8111

2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先 (電話番号)
長岡市長寿はつらつ課	電話番号：0258-39-2268 ※指定相当通所型サービスの場合のみ
長岡市福祉保健部介護保険課	電話番号：0258-39-2245
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	電話番号：025-285-3022

※上記の他、担当のケアマネージャーへの相談も可能です。

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- 1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、直ちに職員にお申し出ください。
- 2) 介護保険証、介護保険負担割合証を初回利用時と認定が更新された時にご提示ください。なお、ケアマネージャーを通じて確認させて頂く場合がございます。
- 3) 複数の方が利用されますので、周囲のご迷惑にならないようご配慮ください。
- 4) 貴重品はお持ちにならないで下さい。また持ち物については他の利用者の物との間違いを避けるため、名前のご記入をお願いいたします。
- 5) ご利用中においてご利用者間での金品等の授受は原則として禁止しています。また職員への提供についても同様にお断りさせていただきます。
- 6) 送迎サービスをご利用される場合はご自宅と施設の間を原則とし、途中での乗車、降車は行えません。
- 7) サービスを休まれるときには、できるだけ早めにご連絡ください。なお、利用当日に体調の変化等で急に休まれる場合は、朝 8 時 30 分～9 時まで当事業所にご連絡ください。

以上

2024. 7. 1 版